

九十九里地域水道企業団公告

一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法施行令第167条の6の規定により一般競争入札を次のとおり実施します。

令和7年3月7日

九十九里地域水道企業団
企業長 鹿間 陸郎

1 一般競争に付する事項

- (1) 業 務 名 東金浄水場警備業務委託
- (2) 業 務 場 所 東金市松之郷3761番地1
- (3) 一般競争入札 郵便入札・事後審査方式
- (4) 業 務 期 間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- (5) 業 務 の 概 要
 - ア 目的
本業務は、東金浄水場の警備業務を行うものである。
 - イ 概要
 - (ア) 浄水場正門において、浄水場の警備（人及び車両の入退場管理等）を行う。
 - (イ) 警備時間は、午前7時30分～午後6時30分までとする。但し、土日祝日年末年始は除くものとする。
- (6) 予 定 価 格 落札決定後公表
- (7) 最低制限価格 無
- (8) 入札保証金 免除
- (9) 契約保証金 無
- (10) 業務費内訳書 対象としない
- (11) 入札書記載金額 月当り（入札金額には、消費税及び地方消費税相当額は含めないものとする。）
- (12) 支 払 方 法 月払い

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本業務の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

- (1) 本業務の公告日前に効力を有する令和6・7・8年度九十九里地域水道企業団建設工事等資格者名簿「物品・委託用」に登載されているもののうち、(大分類)30・警備・受付・施設運営、(中分類)1・施設警備について希望の登録がある者。
- (2) 本業務の公告日から本業務の開札の日までの間に、九十九里地域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者。
- (3) 本業務の公告日前に千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県に本店又は支店等(契約の締結及び履行に関する一切の権限を受けている者を置く。)がある者。
- (4) 警備業法に基づく都道府県公安委員会の認定を受けている者。
- (5) 公告日から起算して過去10年間において、国又は地方公共団体における事務所等建物の常駐警備業務を元請として履行した実績を有する者。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の開札日前6か月以内に手形・小切手を不渡りした者。
 - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定が本業務の公告日までにされていない者。
 - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定が本業務の公告日までにされていない者。

3 開札の場所及び日時

- (1) 場 所 九十九里地域水道企業団第2会議室
東金市東金769番地2
- (2) 日 時 令和7年3月21日(金) 午前・~~午後~~ 11時00分

4 設計図書の閲覧方法

原則として、企業団ホームページからのダウンロード又は、企業団窓口での閲覧となります。

5 入札書の郵送方法

- (1) 郵送方法 一般書留又は簡易書留
- (2) 到着期限 令和7年3月19日(水)午後5時必着
- (3) 送付先 〒283-0802

東金市東金769番地2

九十九里地域水道企業団 総務課 管財班行

ア 郵送は外封筒(角形2号程度)及び中封筒(長形3号程度)の2重封筒としてください。

外封筒には入札書を同封した中封筒、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書(指定された場合)を入れて封かん(同封されていない場合は入札無効となります。)し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

(ア) 指定した郵送先

(イ) 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書(指定された場合) 在中の旨

(ウ) 公告した業務名

(エ) 公告した業務場所

(オ) 開札日

(カ) 入札者の商号又は名称

イ 中封筒には入札書を入れて封かん及び代表者印により3箇所封印し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

(ア) 入札書在中の旨

(イ) 公告した業務名

(ウ) 公告した業務場所

(エ) 開札日

(オ) 入札者の商号又は名称

ウ 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書の各々の様式については、企業団ホームページ掲載の入札情報・入札様式よりダウンロードし作成してください。

エ 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書(指定された場合)等の書類の日付については、開札日の記入をお願いします。

オ 開札日が同日であっても、外封筒及び入札書は公告ごとに作成してください。封筒の封は糊付けをお願いします。

6 業務費内訳書の提出

(1) 入札参加者は、業務費内訳書の提出を求められている場合は、業務費内訳書が同封されていない入札書は無効となります。また、次の各号に該当する場合も、入札が無効となるので留意してください。

ア 入札書の記載金額と業務費内訳書の積算金額が相違する場合。

イ 業務費内訳書に業務名、業務場所の記載がない場合。

ウ 業務費内訳書に入札者の商号又は名称がなく、押印が欠けている場合。

エ 入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち本業務内訳書及び内訳書に記載された項目が欠けている場合。

(2) 業務費内訳書は次のどちらかの様式により作成してください。

ア 入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち、本業務内訳書及び内訳書に金額を記載したもの。

イ アと同一の項目が含まれた任意の様式により作成したもの。

7 入札回数

入札の回数は3回とする。

8 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問がある場合は、書面でFAX等により提出してください。

(1) 提出期限 令和7年3月12日（水）午後5時まで

(2) 提出先 九十九里地域水道企業団 総務課 管財班

TEL 0475-54-0631

FAX 0475-54-2068

(3) 回答 質問に対する回答は令和7年3月14日（金）にホームページに掲載します。

9 入札の執行

到着期限までに到着した入札書が1通の場合でも、当該入札は執行します。

10 開札の立会

開札の立会については任意ですので、必ず参加しなければならないものではありません。

ただし、参加しなかった場合は再度入札を行うことはできません。

代理人をもって参加する場合は委任状の提出をお願いします。

11 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

以下低い価格で入札した者から順次落札候補者として資格審査を行い、後日落札者を決定し、連絡いたします。

- (2) 予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、再度入札を行うものとする。

ただし、初回の入札で無効となった者は、再度入札には参加できない。

- (3) 再度入札においては、入札書を封筒に入れずに提出することができるものとする。

- (4) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者としての順位を決定する。

なお、くじを引かない者があるときは、これに代わり入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 再度入札において落札候補者がいない場合は、当企業団物品等契約事務取扱要綱第14条第1項の規定によるものとする。

12 落札候補者となった場合提出する書類

落札候補者は速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 都道府県公安委員会の認定を証明するもの。
- (2) 業務実績の確認書類として、業務名・発注機関名・契約金額及び業務概要等が確認できるもの。

13 その他

- (1) 上記のほか、入札公告及び入札の概要を熟知し、入札書を郵送してください。
- (2) 入札書を投函する前に、再度必ず確認してください。
- (3) 開札日には、再度の入札に備え予備の入札書を持参してください。
- (4) 入札書到達の有無等の問い合わせには、一切対応しません。
- (5) 入札参加者は、ホームページ掲載の入札情報の入札約款を熟読し、遵守してください。

東 金 浄 水 場 警 備 業 務 委 託

仕 様 書

九 十 九 里 地 域 水 道 企 業 団

1. 目的

本仕様書は、九十九里地域水道企業団（以下、「発注者」）と受注者が東金浄水場警備業務を実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 業務場所

東金浄水場 東金市松之郷 3 7 6 1 番地 1

3. 業務期間

令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 1 0 年 3 月 3 1 日

4. 概要

- (1) 浄水場正門において、浄水場の警備（人及び車両の入退場管理等）を行うものである。
- (2) 業務時間は、午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までとする。（土日祝日年末年始を除く。）

5. 報告

- (1) 警備日報及び入退場者名簿に毎日の業務内容を記入し、1 月分をまとめて翌月速やかに提出すること。
- (2) 予定されていない者の入場については、原則認めない。（浄水場職員の確認を得たものを除く。）
- (3) 業務開始時及び業務終了時は管理室勤務者に業務の開始及び終了を報告すること。

6. 貸与品

- (1) 本業務実施にあたり、発注者は必要な守衛室、机、椅子、照明、内線電話等を受注者に無料で貸与するものとし、受注者はこれらの善良な管理に努めなければならない。
- (2) 警備日報及び入退場者名簿については、発注者が支給するものとする。
- (3) 本業務実施にあたり、発注者は電動門扉操作リモコン及び機械警備操作キーを受注者に貸与し、受注者は責任をもってこれを管理すること。

7. 提出書類

受注者は本業務実施にあたり、発注者に次の書類を提出するものとする。

ア 業務着手届

- イ 業務主任技術者等選任通知書
- ウ 業務体制図
- エ 警備員名簿（警備履歴書添付）
- オ 業務完了届
- カ その他監督職員の指示する書類

8. 警備業務内容

- (1) 来場者（外来者及び当企業団職員を含む）の入退場チェックを行い、入場者に対して入退場者名簿へ会社名及び氏名の記帳を指示する。
- (2) 業務時間は、平日（祝日年末年始を除く月曜日から金曜日）の午前7時30分～午後6時30分とし、それ以外の時間帯においては正門を閉鎖する。
- (3) 来場者の時間は、午前8時30分～午後5時15分までとする。
- (4) 所用で正門を離れるときは、正門を閉鎖し来場者に対し「しばらくお待ち下さい」等の看板を掲げておく。
- (5) 場内への入場については、インターホンにて管理室勤務者へ入場する旨を伝え、発注者より貸与を受けた機械警備操作キー及び門扉操作リモコンにて、機械警備の解除及び門扉の開操作を行った後に入場する。
- (6) 場内からの退場については、発注者より貸与を受けた機械警備操作キー及び門扉操作リモコンにて、機械警備の設定及び門扉の閉操作を行い、インターホンにて管理室勤務者に退場する旨を伝えた後に退場する。
- (7) 当企業団職員の入退場については、入場許可書にて確認する。
- (8) 長期にわたる工事等の入場者については、発注者が事前に配布する工事作業員名簿等により入場者の確認をする。
- (9) 緊急の場合は状況を確認のうえ、入場させる。（職員の指示による。）
- (10) 宅配物等の受理（職員の指示による。）

9. その他

- (1) 受注者は、水道法第21条第1項の規定による健康診断（腸内細菌検査）を年2回（6か月毎）実施し、その検査結果を発注者に書面で提出すること。
なお、検査項目については、赤痢、腸チフス、パラチフス、サルモネラ菌、0-157とする。
また、検査結果に異常のない者を警備員として従事させること。
- (2) 受注者は、本業務にあたる警備員の勤務表を前月に提出すること。
- (3) 警備員は許可無く場内の施設及び機械器具等には触れないこと。
- (4) 業務を遂行するにあたって、労働基準法、その他関係諸法令を順守すること。